



金 沢 市 公 報

号外第22号

平成30年(2018年)9月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱の一部改正について

(建築指導課) 1

告 示

●金沢市告示第270号

金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱(昭和59年告示第27号)の一部を次のように改正する。

平成30年9月18日

金沢市長 山 野 之 義

第1条中「通学路等」を「道路」に、「学童」を「生徒、児童、幼児」に、「除去する」を「除却する」に改める。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項に規定する道路及びこれに準ずるものとして市長が認める道をいう。

第2条に次の1号を加える。

(3) 通学路 中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所の敷地から1キロメートル以内の区域に存する道路の区間及び児童が通学のため通常使用する経路として小学校の長が定める道路の区間をいう。

第3条中「通学路等」を「道路」に改め、同条第3号中「学童」を「前2号に掲げるもののほか、生徒、児童、幼児」に改める。

第4条中「除去する」を「除却する」に、「通学路等」を「道路」に改め、「3,500円」の次に「(通学路にあっては、1平方メートル当たり7,000円)」を、「100,000円」の次に「(通学路にあっては、200,000円)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、補助金の額は、除却に要する費用の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。)を超えることができない。

附 則

この告示は、平成30年9月18日以後に危険ブロック塀の全部又は一部を除却する者について適用する。

平成30年(2018年)9月18日 印刷
平成30年(2018年)9月18日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄